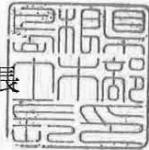


# 資料 4

河第193号の2  
平成28年7月21日

神戸川再生推進会議  
会長 林 要一様

島根県土木部長  
(河川課)



## 神戸川の潮発電所水利使用に関する島根県の見解について

平成28年5月27日付で照会のあった島根県の見解をお答えします。

神戸川の潮発電所水利使用は、平成11年3月31日付で島根県が許可し、平成25年3月31日にその許可期間が満了しました。

島根県では、平成24年度に設置した「神戸川の河川環境に関する専門委員会」により分水の影響を調査し、「河川環境の保全と整備に継続的に取り組む必要がある」との提言を受けました。

平成25年度からは、水利権更新にあたっての意見調整の場として「神戸川潮発電所水利使用に関する調整会議」を設置し、貴会をはじめ、地元市町等の意見を聞きながら、協議・調整を継続してきたところです。また、貴会において疑問を抱かれている点の確認をするため、第三者の専門業者の参加も得た現地確認を実施し、疑問点の解消に努めてきました。

一方、中国電力株式会社においては、再生可能エネルギー利用と河川環境の保全の両立を目指すため、「神戸川の河川環境に関する専門委員会」の報告書を踏まえ、来島ダムからの常時毎秒2立方メートルの試験的な自主的放流、窪田発電所及び乙立発電所の減水区間における自主的放流量の流下、窪田堰及び八幡原堰における魚道改造、来島貯水池における水質保全対策等の諸施策を実施しております。

このような状況の中で、平成26年12月の「神戸川潮発電所水利使用に関する調整会議第4回幹事会」において、国土交通省出雲河川事務所は、「①現時点において、水利権が失効するケースに該当する事実があるとは、承知していない。②分水による水利使用許可をする時点で、下流へ及ぼす影響、取水が及ぼす影響等をチェックした上で許可しており、許可している時点で適法。」との見解を示されました。

国がこのような見解を示されていることから、現時点で分水を廃止する理由は見いだせない状況です。

また、中国電力株式会社では、環境対策を継続して行われているところです。

島根県としては、「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」による関係市町の意見調整が図られた内容に沿って判断をしていきたいと考えています。